

「旅館業営業者の地位の承継の承認（相続）」＜審査基準＞

旅館業法（昭和二十三年七月十二日法律第百三十八号）

〔営業の許可〕

第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

- 一 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者
- 四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であつて、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。）

- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの
- 4 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）については、当該学校が大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。）又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下この項において「公立大学法人」という。）が設置する学校であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長）、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長）の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。
- 5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。
〔相続の場合の地位の承継〕
- 第三条の四 営業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。
- 2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第三条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 3 第三条第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、第一項の承認について準用する。
- 4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る営業者の地位を承継する。

旅館業法施行規則（昭和二十三年七月二十四日厚生省令第二十八号）

〔心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者〕

第一条の二 法第三条第二項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

〔相続の場合の地位の承継の申請書〕

第三条 法第三条の四第一項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄
 - 二 被相続人の氏名及び住所
 - 三 相続開始の年月日
 - 四 営業施設の名称及び所在地
 - 五 法第三条第二項各号（第七号を除く。）に該当することの有無及び該当するときは、その内容
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し
 - 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により法第三条第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

旅館業法施行細則（昭和三十二年八月三十日規則第五十九号）

（営業承継承認申請書等）

第二条 規則第一条の三第一項の規定による申請書は様式第二に、規則第二条第一項の規定による申請書は様式第三に、規則第三条第一項の規定による申請書は様式第四によらなければならない。

2 前項の申請書には、規則第一条の三第二項、第二条第二項又は第三条第二項に規定する書類のほか、様式第二（譲受人が法人の場合におけるものに限る。）には譲受人の登記事項証明書を、様式第三には合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写しを、様式第四には保健所長が必要と認める書類を添付しなければならない。

「許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律等による興行場法等の一部改正の施行について」（昭和60年12月24日付け衛指第270号厚生省生活衛生局長通知）

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律、公衆浴場法施行規則等の一部を改正する省令が、それぞれ、昭和60年12月24日法律第102号、昭和60年12月24日厚生省令第47号をもって公布されたことにより、興行場法（昭和23年法律第137号）旅館業法（昭和23年法律第138号）公衆浴場法（昭和23年法律第139号）公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）及び環境衛生監視員証を定める省令（昭和52年厚生省令第1号）の一部が、それぞれ改正された。その改正の趣旨及び内容等は、左記のと

おりであるので了知のうえその運用に遺憾のないようにされたい。

記

第1 改正の趣旨

興行場法、旅館業法及び公衆浴場の改正は、臨時行政改革推進審議会の「行政改革の推進方策に関する答申」(昭和60年7月22日)の指摘等に基づき、国民の負担軽減及び行政事務の簡素化等の観点から、興行場等の営業許可制度について、保有する施設設備が同一であるにもかかわらず、再度許可の手続を必要とすることが事業者、行政庁の双方にとって負担となっていることにかんがみ、相続又は合併による営業承継の場合には新規の許可を不要とするものであること。

第2 営業承継に関する事項

1 (略)

2 旅館業関係

(1) (略)

(2) 旅館業を営む者が死亡した場合、その相続人が引き続き旅館業を営もうとするときは、改正後の旅館業法施行規則第3条に規定する申請書を都道府県知事等に提出して、その承認を受けなければならないこと。

都道府県知事等は、この承認に当たっては、

ア 当該相続人が旅館業法第3条第2項第1号又は第2号に該当するか否か

イ 当該施設の設置が同条第3項の要件に抵触するか否か

を審査して、承認するかどうか判断すること。その際、承認を与える場合には、同条第4項に規定する者の意見を求めなければならない。また、承認を与えない場合には、同条第5項に則り理由を通知しなければならないこと。

(3) 承認の際の旅館業法第3条第3項の要件の審査に当たっては、承認申請に係る施設において従前より旅館業が行われてきたのであるから、従前の営業の状況を十分に考慮されたいこと。

(4)、(5) (略)

3 その他営業承継につき留意すべき事項

(1)、(2) (略)

(3) 相続人が多数ある場合には、特定の者が営業者の地位を承継すべき相続人として選定されない限り、全員が営業者の地位を当然に承継することとなる。しかし、実際上の便宜からも、できる限り、一人が承継するよう指導することが望ましい。

4、5 (略)